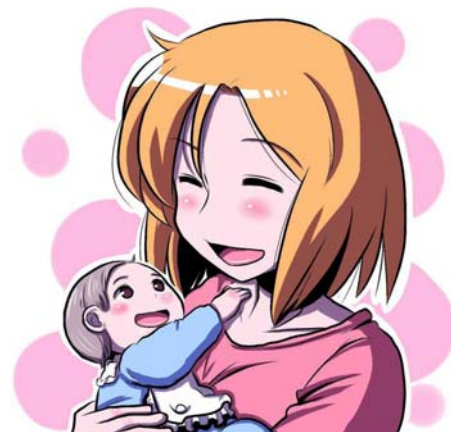


琴浦町 子育て応援ガイドブック 2013



(C) enokids/MICRO MAGAZINE

子育てに関する情報をまとめたガイドブックです。
琴浦町では、子育て応援室を設置し、子育てをしっかりと支援し、応援していきます。

*赤ちゃんが生まれるまで

◆妊娠がわかったら、届出をしましょう。

母子健康手帳の交付	妊娠届により、母子健康手帳を交付します。 これは妊娠、分娩の経過、こどもの健康状態を記録するものです。	健康対策課 Tel52-1705
妊婦健康診査等	母子健康手帳交付時に受診券（14回分）を交付し、医療機関で妊娠中に必要な診察・血液検査・血圧測定・検尿などを受けていただきます。	
妊婦健康診査費助成事業	妊婦健康診査受診券の交付を受けた方で、里帰り等の理由により受診券を使って健診を受けることができなかつた方へ健診費用を助成します。	
妊婦歯科健診	母子健康手帳交付時に受診票を交付し、歯科医療機関で歯科健診を受けることができます。（自己負担 1,000円）	
妊婦訪問	保健師、栄養士が訪問して相談に応じます。	
母子健康相談	妊娠、出産、育児等に関わる相談（随時）	
子育て応援パスポート事業	地域、企業、行政が連携して、地域全体で子育て家庭を応援していくために、協賛店に提示するとお店独自のサービス（割引やポイント加算など）を受けることができるパスポートカードを県・市町村が18歳未満の子どもがいる子育て家庭（妊娠中の方も含まれます。）に発行しています。	
ハートフル駐車場利用証制度	妊娠7ヶ月～産後1年半の期間、県と協定を結んだ施設に専用駐車スペース（ハートフル駐車場）に駐車できます。利用証の申請は母子健康手帳をご持参ください。	
★特定不妊治療費助成金交付事業	保険適用外となる特定不妊治療（体外授精及び顕微授精）を受けられた夫婦で一定の条件を満たす人に、費用の一部（1回10万円、年度2回を限度）を5年間助成します。	




*赤ちゃんが生まれたら


◆ご出産おめでとうございます。

出生届	届出は14日以内に行ってください。(本籍地、住所地及び出生地の市町村でも行えます。) 必要なもの：出生届書、届出人の印鑑、母子健康手帳、扶養にとる方の健康保険証、扶養にとる方の通帳	町民生活課 Tel52-1704
出産育児一時金 (国保被保険者の場合)	直接支払制度が利用できます。 (出産育児一時金が出産費用として医療保険者から病院等に直接支払われます。限度額39万円もしくは42万円) ※出産の際に、健康保険証を病院等に提示し、制度を利用することを書面で承諾してください。	健康対策課 Tel52-1707

◆赤ちゃんが健やかに育つために

赤ちゃん訪問	保健師が訪問して、発育、育児などの相談に応じます。	 健康対策課 Tel52-1705
乳児相談	乳児を対象に保健師・栄養士が発育・育児の相談や離乳食の相談に応じます。	
離乳食講習会	離乳食の進め方について調理実習を交えた講習会を行いません。	
歯みがき教室	ブラッシング指導とフッ素塗布を行いません。	
2歳児子育て相談	育児相談・ブラッシング指導とフッ素塗布を行いません。	
集団健診 6ヶ月・1歳6ヶ月児健診 3歳・5歳児健診	診察(発達・発育)、歯科健診、育児指導、栄養指導などを行いません。	
医療機関委託乳児健診 3~4ヶ月・9~10ヶ月	受診券を交付し、医療機関で診察・身体計測など検診を受けていただきます。	
むし歯予防教室	町内保育園・こども園でブラッシング指導とフッ素塗布を行いません。	

*各種手当

児童手当	対象：中学校修了前のお子さんを養育している方 6・10・2月に支給されます。 支給額：3歳未満：15,000円/月 3歳以上幼児・小学生・中学生：10,000円/月 (第3子以降は幼児・小学生15,000円/月)	町民生活課 Tel52-1703
児童扶養手当	対象：父母の離婚などにより父又は母親等と生計を同じくしていない児童を養育している人 支給月額：所得制限あり。個々の所得に応じて金額が異なります(月額4,1430~9,780円) 児童2人目5,000円加算・3人目以降3,000円加算	
災害遺児手当	対象：中学校修了前のお子さんに対し、その養育者が天災、交通事故、その他の事故等の災害で死亡したり、障がい者になった場合に支給 支給月額：児童1人につき 3,000円	
特別児童扶養手当	対象：20歳未満の身体又は精神に中程度以上の障がいのある児童を養育している人 支給：所得制限あり。1級 50,400円 2級 33,570円 ※重度の障がいがある場合は、障害児福祉手当も対象となります。	福祉課 Tel52-1706

* 予防接種

詳しくは、健康対策課Tel 52-1705

◆定期予防接種：対象者には、接種券が配付されます。委託医療機関で接種券を提示すれば、無料で接種できます

ヒブワクチン		生後2ヶ月～5歳未満：接種開始年齢により接種回数(1～4回)が異なります。接種間隔は、医師にご相談ください。
小児肺炎球菌ワクチン		生後2ヶ月～5歳未満：接種開始年齢により接種回数(1～4回)が異なります。接種間隔は、医師にご相談ください。
BCG		生後3ヶ月～12ヶ月未満：1回接種(なるべく生後5～8ヶ月)
【3種混合】 ジフテリア 百日咳 破傷風	1期初回	生後3ヶ月～7歳6ヶ月：3～8週間隔で3回 (なるべく生後3ヶ月から12ヶ月)
	1期追加	生後3ヶ月～7歳6ヶ月：1期初回3回終了後6ヶ月以上の間隔で1回 (なるべく1期初回終了後、12～18ヶ月)
不活化ポリオ	1期初回	生後3ヶ月～7歳6ヶ月：20日以上の間隔で3回(なるべく生後3ヶ月から12ヶ月)
	1期追加	生後3ヶ月～7歳6ヶ月：1期初回3回終了後6ヶ月以上の間隔で1回 (なるべく1期初回終了後、12～18ヶ月)
【4種混合】 ジフテリア 百日咳 ポリオ 破傷風	1期初回	生後3ヶ月～7歳6ヶ月：3～8週間隔で3回(なるべく生後3ヶ月から12ヶ月)
	1期追加	生後3ヶ月～7歳6ヶ月：1期初回3回終了後6ヶ月以上の間隔で1回接種 (なるべく1期初回終了後、12～18ヶ月)
麻しん・風しん 混合	1期	生後12ヶ月～24ヶ月：1回接種
	2期	小学校入学前年度の1年間：1回接種
【2種混合】 ジフテリア・破傷 風	2期	11～13歳(※小学校6年生に通知します。)：1回接種
日本脳炎	1期初回	生後6ヶ月～7歳6ヶ月：1～4週間隔で2回接種(3歳で通知します。)
	1期追加	生後6ヶ月～7歳6ヶ月：1期初回2回終了後概ね1年後で1回接種
	2期	9歳～13歳未満：1回接種
	特例対象者	平成7年6月1日～19年4月1日生まれの方は、特例対象者として20歳未満まで接種できます。
子宮頸がん ワクチン	1期初回	小学校6年生から16歳となる日の属する年度の末日にある女子：2回接種 2種類のワクチンがあり、接種間隔が異なりますので、医師にご相談ください。
	1期追加	小学校6年生から16歳となる日の属する年度の末日にある女子：1回接種 2種類のワクチンがあり、接種間隔が異なりますので、医師にご相談ください。



◆任意予防接種：助成事業のある予防接種のみ掲載。そのほか肝炎やロタウイルスの予防接種があります。

インフルエンザ	乳児から中学生に助成：1人2回まで 1,500円を上限に2分の1の助成
おたふくかぜ	1歳～小学校入学前の幼児に助成：1人1回3,000円の助成
水痘（みずぼうそう）	1歳～小学校入学前の幼児に助成：1人1回4,000円の助成

*遊びの場・集いの場

◆お友達を誘って、楽しい時間をすごしましょう

子育て支援センター	町内5ヵ所で開設しています。屋内外での遊びや季節行事、子育て相談などを実施しています。	町民生活課 Tel52-1703
	鈿保育園 子育て支援センター 「はとぼっぼ」 開設日時：月～金曜日 9時30分～17時	(0858) 52-3715
	成美保育園 子育て支援センター 「たんぼぼ」 開設日時：月～金曜日 9時30分～17時	(0858) 55-1972
	みどり保育園 子育て支援センター「ひまわり」 開設日時：月～金曜日 9時30分～17時	(0858) 52-3545
	赤碓保育園 子育て支援センター「アトリエ・ラボ」 開設日時：月～金曜日 9時～14時	(0858) 55-0708
	やばせこども園 子育て支援センター「つくしんぼ」 開設日時：月～金曜日 9時30分～17時	(0858) 53-0909
児童館	町内2ヵ所で開設しています。遊びなどを通して、子ども達の豊かな情操と健全な心身の育成を図るため、各種事業を行っています。	東伯文化センター Tel52-2773 赤碓文化センター Tel55-0741
図書館	【本館】 おはなし会 毎週土曜日 10:30～ 【赤碓分館】 おはなし会 毎週土曜日 10:00～	本館：52-1115 分館：55-7547



*医療費の助成

特別医療費助成制度 対象：中学校卒業までの者	【自己負担額】 通院1日当たり530円 （同一医療機関で月5回以上受診した場合、5回目以降は無料。） 薬局は無料 入院医療費 1日1,200円 （減額認定証の交付を受けた方で、同一医療機関で月15日を上限とし16日目以降は無料。） 特別医療費受給資格証（青色）の交付を受けてください。	健康対策課 TEL52-1707
特別医療費助成制度 対象：ひとり親家庭	ひとり親家庭の父、母又は児童の医療費助成 （所得税非課税世帯 ただし、子が18歳の年度末に達するまで。） 【自己負担額】中学校卒業までの者（通院・入院）と同様。 特別医療費受給資格証（青色）の交付を受けてください	

夜間・休日のケガや急病の時には

◆まずは落ち着いて、かかりつけのお医者さんに相談しましょう

小児救急診療体制	県立厚生病院小児科では、開業小児科医師の協力により、土曜日(13時15分～22時)及び日曜日・祝祭日・年末年始(10～22時)に小児の救急診療を実施。その他の時間外においては、症状に応じて小児科医の呼出体制を整えています。	(0858) 22-8181 (代)
中部医師会 休日急患診療所	実施日：日曜日・祭日・年末年始(12月31日、1月2・3日) 診療時間：午前 9:00～12:30 午後13:30～17:00 夜間18:00～21:00	(0858) 22-5780
鳥取県 中部口腔衛生センター	実施日：日曜日・祭日・盆(8月13日～15日 3日間) 年末年始(12月31日～1月3日 4日間) 診療時間：9:00～15:00	(0858) 22-5472 22-5477
とっとり子ども救急ダイヤル (小児救急電話相談)	相談無料、通話料負担あり 平日19:00～23:00、土日祝日9:00～23:00	#8000



* 保育園、幼稚園、学童保育その他の保育サービス


◆ 日常的な保育のほか、急用ができて困ったときに

保育園 こども園	町内10園（公立8園、私立2園） 保育料は、保護者の所得等で決定します。琴浦町では、全ての階層で国の基準額より引き下げっていますが、さらに第3子軽減、多子世帯の軽減等があります。
	みどり保育園（八橋地区・私立） (0858) 52-2395
	赤碕保育園（赤碕地区・私立） (0858) 55-0708
	やばせこども園（八橋地区・公立） (0858) 53-0909
	浦安保育園（浦安地区・公立） (0858) 52-2720
	逢束保育園（浦安地区・公立） (0858) 52-2594
	劬保育園（下郷地区・公立） (0858) 52-3715
	琴浦保育園（赤碕地区・公立） (0858) 55-0710
	成美保育園（成美地区・公立） (0858) 55-1972
	安田保育園（安田地区・公立） (0858) 55-0943
	以西保育園（以西地区・公立） (0858) 55-7001
一時保育	保護者の仕事、病気、育児疲れ、急用の際に小学校就学前のお子さんを一時的にお預かりします。 実施施設：安田保育園・みどり保育園 利用料金 1日 AM PM 3才未満 2,000円 1,000円 1,200円 3才以上 1,500円 750円 900円
休日保育	休日に保育園で保育を実施いたします。直接下記へお問い合わせ下さい。 利用施設 社会福祉法人 敬仁会 パパール園 倉吉市山根425-3 電話 0858-26-0211
病児保育	保育園在園中で病気になったお子さんを受け入れします ※予約が必要ですので事前にお問い合わせください。 実施：厚生病院内 病児保育室「きらきら園」（Tel：23-3321） 利用料金 1日 1,500円 ※別途診察代等が必要
病後児保育	保育園在園中で病気の回復期にあるお子さんを受け入れします。 保育士、看護師が保育にあたります。 実施施設：みどり保育園 利用料金 1日 350円
ファミリー・サポート ・センター	保育園、児童クラブ等への送迎や一時預かりなどをします。 劬保育園内（Tel：090-8066-5252）
ショートステイ トワイライトステイ	保護者が、病気、仕事等の事情により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設において一定期間養育・保護します。受入施設：因伯子供学園
学童保育 (放課後児童クラブ)	昼間保護者がいない家庭の主に小学校低学年のお子さんをお預かりし、放課後、長期休暇中等の家庭に代わる生活の場として開設しています。（申し込みが必要です。） 実施施設：町内5か所 浦安・東伯・八橋・赤碕文化センター・しおかぜ（赤碕）

(事務局)
町民生活課
Tel52-1703



*ひとり親家庭、母子家庭への支援

ひとり親家庭 母子家庭への 支援	家庭生活 支援員派遣	技能習得のための通学、就職活動、疾病、出産、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等に支援員を派遣します。（要登録）	福祉課 Tel52-1715 
	生活支援施設	生活が不安定等の理由で子どもに十分な養育環境を与えることができない場合に、利用することができます。母子生活支援施設では、指導員が生活するうえでのさまざまな相談や支援を行っています。	
	福祉資金貸付	母子世帯や寡婦の方の生活の安定と向上のため、就学支度、修学資金、住宅資金等を低利又は無利子で借りることができます。	
	自立支援教育 訓練給付金	ホームヘルパー養成講座など指定された教育訓練講座を受講する場合に受講料の20%に相当する額（上限10万円、下限4千円）を支給します。受講の前にご相談ください。	
	高等技能訓練 促進費給付金	◎高等技能訓練促進費 看護師や保育士などの資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、一定期間支給します。 ◎入学支援修了一時金 高等技能訓練促進費の受給者がその養成訓練を修了した場合に一時金を支給します。	
	入学支度金	小学校・中学校に入学される児童を養育しているひとり親家庭の養育者（H23年の所得税が非課税の方）に入学支度金を支給します。（1人10,000円）	

*障がい児支援サービス

◆障がいのあるお子さんへのサービスです。気軽にご相談ください。（要事前申請・所得により自己負担あり）

児童発達支援	障がいのある未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。	福祉課 Tel52-1706 町民生活課 Tel52-1703
医療型児童発達支援	肢体不自由がある障がい児を対象に、機能訓練など、医療的管理下で必要な支援を行います。	
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や長期休暇中において、生活能力向上の訓練を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	



*子育てに関するあらゆる相談窓口

◆ 子育ての困りごとは、ひとりで悩まないで気軽に相談してください。

子どもに関するあらゆる相談	町内5カ所の子育て支援センター 相談日時： 月～金曜日 9時30分～17時 「アトリエ・ラボ」は9時～14時	連絡先 P4 参照
不登校に関する相談	鳥取県中部子ども支援センター 相談日時：月～金曜日 9時00分～17時00分	(0858) 48-9177
妊娠、出産、子育てなど	琴浦町健康対策課 相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分	(0858) 52-1705
母子家庭のあらゆる相談	琴浦町福祉課 相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分	(0858) 52-1715
児童虐待についての相談	倉吉児童相談所 相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分（夜間休日：電話対応可）	(0858) 23-1141
	琴浦町町民生活課 相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分	(0858) 52-1703
	CAPTA（キャプタ）子ども虐待防止ネットワーク鳥取 相談日時：月～金曜日 9時～18時	(0857) 21-4111
子どもの問題行動に関する相談	ヤングテレホン（鳥取県警内） 相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分	(0857) 29-0808

◎掲載しています情報等は平成25年7月の概要です。
内容は変更となる場合もありますので、詳細を含め、ご利用にあたってはそれぞれの記事の【問合せ先】でご確認ください。



(C) enokids/MICRO MAGAZINE